

# 環境厚生常任委員会

日 時 令和元年11月22日（金）  
午後1時30分 ～  
場 所 第3委員会室

---

## 1 開 議

## 2 行政報告

- （1）「亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例」の一部改正について（健康福祉部）
- （2）亀岡駅北側の路上喫煙禁止区域の指定について（案）（健康福祉部）

## 3 亀岡市における環境美化施策について

## 4 その他

令和元年11月22日  
環境厚生常任委員会

## － 提出資料 －

1. 「亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例」の一部改正について

・・・（地域福祉課）

P 1・2

2. 亀岡駅北側の路上喫煙禁止区域の指定について（案）

・・・（健康増進課）

P 3・4

**健康福祉部**

# 「亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例」の一部改正について

健康福祉部 地域福祉課

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、並びに災害援護資金の貸付については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（以下「法」という。）の規定に基づき、本市においても「亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、支給及び貸付を行っているところです。

しかしながら、今回、過去の大規模災害において災害援護資金の貸付を受けた者の生活再建が進まない中、期間内での償還が困難になっている等の状況に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置等に関し、必要な措置を講じるため、令和元年6月7日付で「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、令和元年8月1日に施行されました。

このことから、本市においても災害援護資金の償還に関する事項及び災害弔慰金等支給審査委員会の設置について、条例の一部を改正することとします。

## 1 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の概要

- (1) 災害援護資金に係る償還金に係る支払猶予の明確化【法第13条】  
施行令に規定されていた支払猶予を法に規定
- (2) 災害援護資金の償還免除理由の拡大【法第14条】  
破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を免除事由として追加
- (3) 市町村に資産・収入を調査する権限が付与【法第16条】
- (4) 自然災害による死亡かの判定が困難な場合等において、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する合議制機関の設置に努めること【法第18条】

## 2 条例改正の内容

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する調査審議を行うため、「亀岡市災害弔慰金等支給審査委員会」を置くこととする。
  - 支給審査委員会（合議制の機関）の構成は下記のとおりとする。
    - 委員の数 7名以内
    - 委員の構成 学識経験を有する者その他市長が必要と認める者
  - その他必要な事項は規則にて定める。
- (2) 法及び令の一部改正に伴い、償還金の支払猶予及び免除等について規定する。

# 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

(議員立法)

〔公布：令和元年6月7日〕

〔施行：令和元年8月1日〕

## ＜背景・趣旨＞

- 平成7年の阪神・淡路大震災の当時は被災者生活再建支援法（平成10年制定）がなく、他災害と比べ義援金配分も少なく、多くの被災者が、災害援護資金（災害時の融資制度）に頼って生活を再建することを余儀なくされた。

	全貸付	未償還（平成30年12月速報値）	未償還率
金額	1,326億円（うち国費884億円）	123億円（うち国費82億円）	9.3%
件数	57,448件	8,400件	14.6%

（参考）東日本大震災 521億円（29,551件）、熊本地震 13億円（728件）

→ 現在、借受人の高齢化に加え、自治体の債権管理コストが課題。

（神戸市：利子収入25億円＜債権管理コスト43億円）

- 阪神・淡路大震災時には被災者生活再建支援法がなかったことを踏まえ、公平性に十分配慮しつつ、一定の低所得者等の免除を可能とする。
- 今回の債権管理の実態を教訓に、急ぐべき現行貸付制度の不備を是正する。

## ＜改正法の概要＞

(1) 被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件による免除

- ・ 所得要件：総所得－公租公課 < 150万円（生活保護扶助費を参照）  
\*64歳（神戸市の未償還平均年齢）の単身世帯の生活保護扶助額（平成26年度）は150万5050円
- ・ 資産要件：
  - ① 自らが居住している土地・建物については、著しく高額なマンション等ではないと認められること
  - ② ①以外の実物資産については、償還に充てることができるものを保有していないと認められること
  - ③ 資産としての預貯金は20万円以下であること

(2) 本年4月以降は保証人の要否を市町村に委ねることを踏まえ、それ以前の災害について、償還期限から10年経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする

(3) 償還金を支払うことが困難である場合は支払猶予が可能であることを明確化

(4) 破産の場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除

(5) 免除等のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する

(6) 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める

(7) 国は、災害弔慰金、障害見舞金、援護資金の制度の周知を図る

亀岡駅北側の路上喫煙禁止区域の指定について（案）

1 目的

京都スタジアムの完成により、亀岡駅北側へ多数の往来が見込まれるため、亀岡駅北側を路上喫煙禁止区域として指定し、受動喫煙の防止及び歩きたばこによる火傷などの防止に努める。

2 経過

平成30年7月1日 亀岡市路上喫煙の規制に関する条例施行  
平成31年1月15日 路上喫煙禁止区域の告示  
令和元年 7月1日 措置命令、過料の徴収事務の施行

3 新たに指定（告示）する路上喫煙禁止区域

JR亀岡駅北側 (別添参照)

(区域の選定理由)

亀岡駅から京都スタジアムへの主な動線となる市道を指定する。

(参考) 現在の禁止区域

JR亀岡駅南側、JR馬堀駅、JR並河駅、JR千代川駅  
トロッコ亀岡駅 各駅周辺

4 日程

指定する日 令和元年12月中旬  
告示日 令和2年1月初旬

5 禁止区域の指定（告示）にむけた流れ

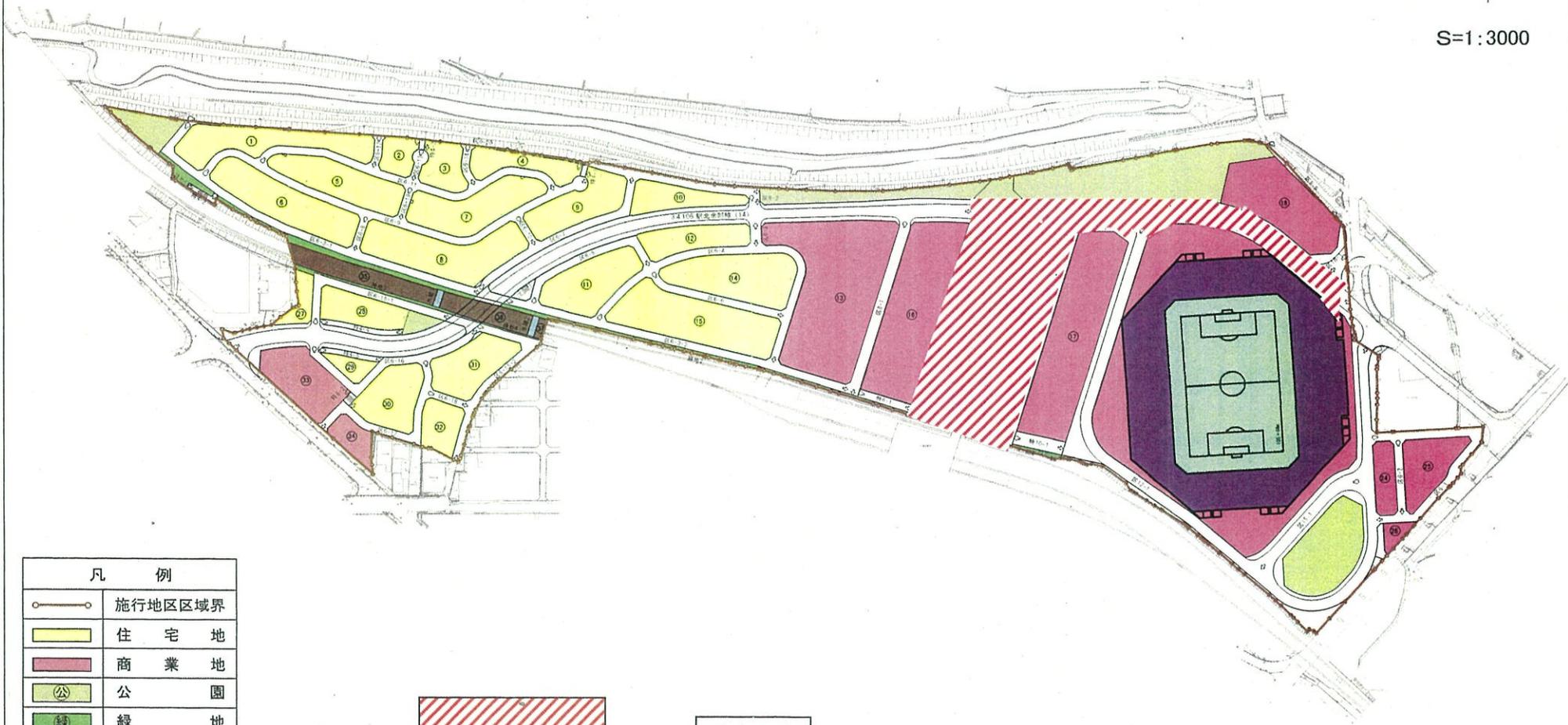
令和元年10月～11月 庁内調整  
11月 環境厚生常任委員会説明、関係団体調整  
11月～12月 禁止区域の指定、告示事務  
12月 市民への広報（キラリ亀岡、ホームページ）  
1月 告示  
1月 禁止区域での標示（看板、路面標示等）

南丹都市計画事業 亀岡駅北土地地区画整理事業

市街化予想図



S=1:3000

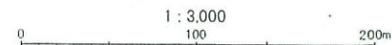


4

凡 例	
	施行地区区域界
	住 宅 地
	商 業 地
	公 園
	緑 地
	街 区 番 号
	水 路
	鉄 道 軌 道



禁止区域



## 亀岡市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例（仮称）

（目的）

第1条 この条例は、本市の環境美化について必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化を図り、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、ビニールその他これらに類する物をいう。
- (3) **ポイ捨て** **空き缶等及び吸い殻等を回収容器、吸い殻入れその他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。**
- ~~(3)~~(4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- ~~(4)~~(5) 事業者等 市内において事業活動を行う者又は市内で活動する団体をいう。
- ~~(5)~~(6) 所有者等 市内において、土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- ~~(6)~~(7) 公共の場所 公園、道路、河川、広場、その他これらに類する場所をいう。
- ~~(7)~~(8) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、所有者、占有者又は管理者が使用していないものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策実施について、市民等、事業者等、所有者等及び関係行政機関に対して協力を要請することができる。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、自宅及びその周辺の清掃及び家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰るなど環境美化活動に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者等は、当該事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、環境美化活動に努めなければならない。

3 容器に収納した飲食物を販売する事業者等は、適切な場所に空き缶等の回収容器を設置し、適正な回収及び再資源化に努めるとともに、ポイ捨てを防止するため、広報活動等を通じて一般消費者に対する啓発を図らなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物において、環境美化のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(投棄の禁止等)

第7条 何人も、みだりに空き缶等及び吸い殻等を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に捨ててはならない。

(回収容器の設置)

第8条 自動販売機（市長が定める自動販売機を除く。以下同じ。）により飲料を販売する者は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に当該自動販売機により販売した飲料を収納し、又は収納していた容器の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第8-9条 犬、猫その他の愛がん動物（以下「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者は、当該飼い犬等が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを適切に処理しな

ればならない。

(空き地の管理)

第~~9~~**10**条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める市街化区域及び市長が特に必要と認めた区域における空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯れ草その他かん木類又は投棄された廃棄物等を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(美化推進重点地域の指定等)

第~~10~~**11**条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き地の管理等が特に必要であると認められる地域を美化推進重点地域として別に指定することができる。

2 市長は、前項に基づき美化重点地域を指定し、変更し又は解除したときは、これを告示しなければならない。

(指導又は勧告)

第~~11~~**12**条 市長は、第7条から第~~9~~**10**条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第~~12~~**13**条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

(代執行)

第~~13~~**14**条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地の所有者等が命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら空き地の所有者等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。

(公表)

第~~14~~**15**条 市長は、第~~12~~**13**条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(過料)

第**16**条 第**13**条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(地域美化協力員)

第17条 市長は、地域における環境美化に資するための啓発活動及び自主活動を促進するため、亀岡市地域美化協力員を委嘱することができる。

(かめおか環境デー)

第18条 市は、市民等、事業者等及び所有者等のきれいなまちづくりの推進に関する理解と関心を深め、積極的にきれいなまちづくりの推進に関する活動を行う意欲の醸成を図るため、かめおか環境デーを設ける。

2 かめおか環境デーは、5月30日とする。

3 市は、かめおか環境デーにふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(委任)

~~第15-19~~ 第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和2年●月●日から施行し、第13条から第16条までの規定は、令和2年●月●日から適用する。